

北海道高齢者居住安定確保計画（素案）についての意見募集結果

令和4年（2022年）3月15日

意見の概要	意見に対する道の考え方※
(P23) 第4章（3）①エ ・道営住宅における、外国籍の入居者の比率を毎年、国別に公表すべき。	本計画は高齢者の居住の安定確保を目的とした計画であり、公営住宅の管理に関することを定めていないため、原案通りとさせていただきます。
	D

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先
建設部住宅局住宅課計画係
（電話）011-231-4111
（内線）29-516